

諮問番号：令和4年度諮問第32号
答申番号：令和5年度答申第1号

答 申 書

第1 審査会の結論

〇〇〇〇〇〇保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して令和3年11月24日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

本件処分では、当初、令和3年10月に収入した同年9月分の年金（以下「9月分年金」という。）と12月に収入する予定の10月分の年金（以下「10月分年金」という。）が収入認定された。当時の生活は、預金残高が少なく非常に困窮していたので、処分庁に申し出て、その後、9月分年金に係る収入認定は10回の分割に変更されたため、9月分年金の取扱いには納得している。

年金を受取った分は収入として、生活保護費から差し引かれる事に異議はないが、10月分年金については、まだ振込まれてもいない時点で（半月前）、前もって引かれている（収入認定される）事実が納得できない。

審査請求人は、令和5年8月に65歳になり年金額が増額する。そのため、増額後の最初の年金が振り込まれる前に収入認定されて生活に支障が出るのが心配であり、制度の扱いが不公平であると考えている。

以上により、本件処分の取消しを求める。

2 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 処分庁は、令和3年12月分の保護費について、10月分年金(17,074円)を収入として認定した上で本件処分を行ったことが認められる。

(2) 審査請求人は、10月分年金がまだ振込まれてもいない時点で(半月前)、前もって収入として認定されている事実が納得できない旨を主張する。

生活保護法による保護の実施要領について(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)第8の2のとおり、収入の認定は、月額によることとし、この場合において、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により適正に認定することとされている。

また、次官通知第8の3(2)ア(ア)及び生活保護法による保護の実施要領について(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第8の1(4)アに基づき、年金はその実際の受給額を認定することとされ、1年以内の期間ごとに支給される年金については、実際の受給額を原則として受給月から次の受給月の前月までの各月に分割して収入認定することとされている。

さらに、国民年金法(昭和34年法律第141号)第18条第3項のとおり、年金は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期に、それぞれの前月までの分を支払うとされている。

本件についてみると、令和3年10月26日、処分庁は、年金振込通知書により審査請求人が令和3年12月に受給する年金は34,149円である旨を把握したことが認められる。

これらのことからすると、収入がほぼ確実に推定できるものとして、審査請求人が令和3年12月に受給する年金の実際の額(34,149円)を次の受給月(令和4年2月)の前月(令和4年1月)までの各月(令和3年12月及び令和4年1月)に分割(17,074円)して収入認定することとした処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

(3) 上記以外の違法性又は不当性の検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

令和5年1月4日	諮問書の受領
令和5年1月6日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：1月20日 口頭意見陳述申立期限：1月20日
令和5年1月16日	審査請求人から主張書面(令和5年1月13日付け)及び資料(以下「審査請求人主張書面等」という。)並

- びに口頭意見陳述申立書（令和5年1月13日付け）の受領
- 令和5年1月24日 第1回審議
- 令和5年1月30日 審査会から処分庁に対し回答の求め（回答：令和5年2月8日付け〇〇保生第633号）
- 令和5年2月21日 口頭意見陳述の実施
第2回審議
審査請求人から主張書面（令和5年2月10日付け）の受領
- 令和5年3月6日 審査会から処分庁に対し回答の求め（回答：令和5年3月13日付け〇〇保生第675号。以下「本件回答書」という。）
- 令和5年3月24日 第3回審議
- 令和5年4月24日 第4回審議

第5 審査会の判断の理由

1 法令等の規定

- (1) 法第1条は、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。
- (2) 法第4条は、保護の補足性の原理を規定しており、第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。
- (3) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定めている。
- (4) 国民年金法第18条第3項は、「年金給付は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期に、それぞれの前月までの分を支払う。（後略）」と定めている。
- (5) 次官通知第8の2は、収入額の認定の原則として、「収入の認定は、月額によることとし、この場合において、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により、（中略）それぞれ適正に認定すること。」と記している。

なお、次官通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の

9第1項及び第3項の規定による処理基準（以下「処理基準」という。）である。

- (6) 次官通知第8の3(2)ア(ア)は、「恩給、年金(中略)については、その実際の受給額を認定すること。(後略)」と記している。
- (7) 局長通知第8の1(4)アは、「恩給法、厚生年金保険法、船員保険法、各種共済組合法、国民年金法、児童扶養手当法等による給付で、1年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。(後略)」と記している。

なお、局長通知は、処理基準である。

- (8) 局長通知第10の2(8)は、「最低生活費又は収入充当額の認定を変更すべき事由が事後において明らかとなった場合は、(中略)当該事由に基づき扶助費支給額の変更決定を行なえば生ずることとなる返納額(確認月からその前々月までの分に限る。)を、次回支給月以後の収入充当額として計上して差し支えないこと。(この場合、最低生活費又は収入充当額の認定変更に基づく扶助費支給額の遡及変更決定処分を行なうことなく、前記取扱いの趣意を明示した通知を発して、次回支給月以後の扶助費支給額決定処分を行なえば足りるものであること。)」と記している。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類(事件記録)及び本件回答書によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 平成25年4月25日付け、処分庁は、審査請求人について法による保護を開始した。
- (2) 令和3年10月26日、審査請求人は、処分庁を訪問し、老齢厚生年金の裁定請求を行っていたところ、同月15日、9月分年金の支給があった旨を報告し、審査請求人あての年金払込通知書及び収入申告書を提出した。本通知書には、新たに年金が決定され、年金支払額が17,074円(同年9月分として、10月15日振込予定)、34,149円(同年10月・11月分として、12月15日に振込予定)である旨が記載されている。

同日のケース記録票には、「令和3年9月分からの老齢厚生年金支給となっているため、令和3年11月分の生活保護より老齢厚生年金の収入認定をすることを(主)〔審査請求人〕へ説明する。この時、11月分の生活保護の支給額の変更可能な時期を過ぎていたため、11月分生活保護に収入認定がされないまま、11月分の生活保護費が支給となっているため、過払いとなっている返納額について令和3年12月分の生活保護費から1回で収入充当額として計上することを説明し、了承を得た。」と記載されている。

- (3) 令和3年11月24日付けで、処分庁は、9月分年金(17,074円)を過払として、また、10月分年金(17,074円)を収入として認定し、合計34,148円を収入認定(減額調整)した上で、同年12月分の保護費を支給する内容の本件処分を行った。

本件処分の通知書には、保護決定理由の欄に「(前略)〔審査請求人〕の年金収入について、年金はその実際の受給額を認定する旨を定めた次〔次官通知〕第8-3-(2)-ア-(ア)に基づき、令和3年11月より月額17,074円の収入認定を行えば生ずる返納額17,074円について、令和3年12月から1回で収入充当します。局〔局長通知〕第10-2-(8)」と記載されている。

- (4) 令和3年12月1日、審査請求人は処分庁を訪問し、本件処分によって10月分年金も併せて12月分の保護費から収入認定されるとは聞いていない旨を申し出た。

これに対して、処分庁の担当者は、審査請求人に説明不足であった旨を謝罪するとともに、9月分年金に対する令和3年11月保護費の返納については、同年12月分の保護費から1回で収入認定する方法を変更し、10回に分割して収入認定することを提案し、審査請求人は納得する旨述べた。

同日のケース記録票には、「(前略)〔9月分年金〕17,074円の収入充当額を1回→10回へ変更 R3 12月:1,711円 R4 1月～9月:1,707円とする。また、充当回数変更により、差額分15,363円を追加支給とする。」と記載されている。

- (5) 令和3年12月1日付けで、処分庁は、審査請求人に対して、15,363円を追加支給する旨の保護決定通知を行った。

- (6) 令和4年1月11日付けで、審査請求人は本件審査請求を行った。

3 判断

- (1) 保護の変更に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は、当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準(処理基準)を定めている。

前記1(5)及び(6)のとおり、次官通知において、収入の認定は、月額によることとし、この場合において、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により適正に認定すること及び年金はその実際の受給額を認定することとしている。

また、前記1(7)及び(8)のとおり、局長通知において、1年以内の期間ごとに支給される年金については、実際の受給額を、受給月から次の受給月の前月までの各月に分割して収入認定することを原則としている。

これらの処理基準の内容は、生活に困窮する者の最低限度の生活を保障す

るため、困窮の程度に応じて必要な保護を行うという法の目的（第1条）に照らして合理的なものといえる。

さらに、前記1（4）のとおり、年金は、毎年2月、4月、6月、8月、10月及び12月の6期に、それぞれの前月までの分を支払うとされている。

（2）本件に至る経過についてみると、前記2（2）のとおり、令和3年10月26日、処分庁は、年金振込通知書により審査請求人が同年12月に受給する年金は34,149円である旨を把握したことが認められる。

これらのことからすると、収入がほぼ確実に推定できるものとして、審査請求人が令和3年12月に受給する年金の実際の額（34,149円）を次の受給月（令和4年2月）の前月（令和4年1月）までの各月（令和3年12月及び令和4年1月）に分割（17,074円）して収入認定することとした処分庁の判断に不合理な点は認められない。

（3）以上により、本件処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は棄却されるべきである。

第6 付言

本件処分について当審査会の前記判断を左右するものではないが、審査請求人は、令和5年8月に65歳になり年金額が増額するところ、増額後の最初の年金が振り込まれる前に収入認定された場合に生活に支障が出ることへの不安を主張するため、以下、付言する。

処分庁は、審査請求人が令和3年10月26日に処分庁に年金収入について報告した際に、11月分の保護費の変更可能な時期が過ぎているとして、過払いとなっている9月分年金の額（17,074円）については、12月分の保護費から1回で収入認定することを予め説明したことが認められる。しかしながら、処分庁は、本件処分を行うにあたり、2か月分の年金額に相当する収入認定がなされることについて、審査請求人の生活への影響等を検討したことは窺えない。

収入認定は保護費の減額調整であり、被保護者の生活にとって影響は大きい。審査請求人の基準生活費が7万円余りであるところ、本件処分により3万円を超える保護費が減額調整されると、年金が振り込まれるまでの間、審査請求人がそれまでの生活を維持できなくなるおそれも否定できない。

処分庁においては、収入認定を行う場合、審査請求人の生活の状況等を十分に把握するとともに、審査請求人には、収入充当による過度な不安が生じないよう、予め丁寧な説明を行った上で、必要に応じて分割して収入認定するなど

適切に対応することを要請する。

大阪府行政不服審査会第2部会

委員（部会長） 針原 祥次

委員 海道 俊明

委員 福島 豪